資料２

船員保険法の一部改正に伴う全国健康保険協会の定款変更について（案）

船舶所有者に対する立入調査権限を全国健康保険協会に付与するための船員保険法改正案が国会に提出されており（健康保険法等の一部を改正する法律案・平成２５年３月８日提出）、法案が成立した後、全国健康保険協会の定款について、立入調査権限に関する所要の改正を行うこととする。

全国健康保険協会への調査権限の付与について

○　厚生労働大臣は、傷病手当金の不正請求などの不正事案が発生した場合には、行政権限として船舶所有者に対して立入調査を行う権限を有している。この立入権限については、現行法上、日本年金機構に対しては委任されているが、保険給付を行う全国健康保険協会に対しては委任されていない。

○　こうした不正を未然に防止する観点から、日本年金機構とほぼ同一の組織形態である全国健康保険協会に対して、船舶所有者への立入権限を委任する。

※　健康保険に関して、協会けんぽについては、同様に調査権限を委任する。一方、健康保険組合については、役員の任命・解任に際し、厚生労働大臣が関与できないなど、組織形態が協会けんぽとは異なるため、行政権限の付与は行わない。

＜現行制度＞

船舶所有者への立入調査権限
厚生労働大臣 ※日本年金機構に当該権限を委任 （厚生労働大臣が自ら行うことも可能）

＜改正案＞

船舶所有者への立入調査権限
厚生労働大臣 ※日本年金機構に当該権限を委任 （厚生労働大臣が自ら行うことも可能） **→全国健康保険協会に保険給付に関して当該権限を委任**

＜参照条文＞

◎船員保険法（昭和14年法律第73号）（抄）

（立入検査等）

第146条　厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２（略）

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第153条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第135条第１項の規定により協会が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十二　（略）

十三　第146条第１項の規定による命令並びに質問及び検査

十四・十五　（略）

２～４　（略）